

# <算定方法の考え方と計算例> \*大規模施設運営事業者の場合\*

## ①自己利用部分

基本

自己利用部分面積 1,000㎡毎に 20万円 × 時短率 × 時短日数

- 1,000㎡を1単位とし、1単位未満は切り捨てとします。
  - 自己利用部分面積の合計が1,000㎡未満の場合は1,000㎡とみなします。
- <例>自己利用部分の面積が下記の場合
- ・ 800㎡ = 1単位 (1,000㎡とみなす)
  - ・ 1,234㎡ = 1単位 (単位未満切り捨て)
  - ・ 2,345㎡ = 2単位 (単位未満切り捨て)

## ②テナント事業者等の把握管理分

加算

施設内のテナント等の店舗数 × 2千円 × 時短率 × 時短日数

- 次の店舗が合計10店舗以上存在する大規模施設に限ります。
  - (a) 協力金の支給対象となるテナント事業者が運営する店舗  
→ 大規模施設の時短営業による影響を受けたテナント店舗に限られます。(大規模施設と一体的に時短営業を実施したことが必要。)
  - (b) 特定百貨店店舗  
→ 大規模施設の時短営業による影響の有無に関わらず、大規模施設内に存在する特定百貨店店舗の数とします。
- <例>
- ・ 総テナント店舗が50店舗のうち大規模施設の時短営業の影響を受けた店舗が20店舗
  - ・ 特定百貨店店舗が10店舗
- テナント20店舗 + 特定百貨店店舗10店舗 = 計30店舗

## ③特定百貨店店舗分

加算

特定百貨店店舗数 × 2万円 × 時短率 × 時短日数

- 特定百貨店店舗が存在する大規模施設に限ります。
- 特定百貨店店舗の考え方は、② (b) と同様です。

## ④映画館運営事業者

加算

常設スクリーン数 × 2万円 × 時短率 × 時短日数

- 映画館である大規模施設に限ります。
- 常設スクリーンの数とします。

## ◎時短率とは

映画館以外：短縮した時間 ÷ 本来の営業時間

- 「短縮した時間」とは、夜間時間帯（20時より翌日5時までの間）において短縮した時間をいいます。

<例>

- ・ 22時までの営業を20時までとした = 2時間短縮
- ・ 22時までの営業を19時までとした = 2時間短縮 (20時を越える部分のみ)
- ・ 22時までの営業を休業とした = 2時間短縮 (20時を越える部分のみ)

映画館：時短営業により上映できなくなった映画の回数 ÷ 本来上映する予定であった映画の回数

- 映画館の場合は、21時までの時短営業です。

## ◆計算例◆

### 【事例】

- ・ 営業時間 : 10時～22時 (→12時間)
- ・ 短縮した時間 : 20時～22時 (→2時間) } 2 ÷ 12 = 6分の1
- ・ 自己利用部分面積 : 2,500㎡ (→2単位)
- ・ 支給対象テナント店舗 : 10店舗
- ・ 特定百貨店店舗 : 5店舗 } 合計15店舗
- ・ 常設スクリーン数 : 5スクリーン
- ・ 本来の上映回数 : 15回
- ・ 上映できなくなった回数 : 5回 } 5 ÷ 15 = 3分の1
- ・ 時短日数 : 20日

	<単位数>	<単価>	<時短率>	<時短日数>	
①	2	200,000	$\frac{1}{6}$	20	= 1,333,334 円 (←1333333.333...)
②	15	2,000	$\frac{1}{6}$	20	= 100,000 円
③	5	20,000	$\frac{1}{6}$	20	= 333,334 円 (←333333.333...)
④	5	20,000	$\frac{1}{3}$	20	= 666,667 円 (←666666.666...)

合計 2,433,335円 → 千円未満切り上げ → **2,434,000 円**  
<申請額>